特定建設作業の届出案内

騒音規制法 振動規制法 仙台市公害防止条例

	•								
提出前に最終確認!									
	届出期限:提出日=作業の開始日- 8日 (→p.2)								
	届出者は 元請業者 である。(→p.2)								
	添付書類がそろっている(→p.6,7) ①周辺の地図 ②作業現場の見取り図 ③工程表 この他、機械のカタログ等あれば添付してください。								
	提出書類は 2部 ある。(1部はコピー可)(→p.1)								

仙台市環境対策課

(令和4年6月改訂)

特定建設作業の届出について

1. 建設作業騒音・振動の規制について

騒音・振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生させる作業を特定 建設作業として定め、騒音・振動の大きさの規制基準及び事前の届出制度を定めています。

特定建設作業に伴う騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止の方法の改善、又はその他必要な措置をとるべきことの勧告又は命令を行うことがあります。

また、仙台市公害防止条例においても指定建設作業を定め、騒音・振動の大きさの規制基準を定めています。 (届出の必要はありません。)

2. 届出内容について

特定建設作業を行う場合は、下記内容により事前に届出をして下さい。

関係法令									
関係 法市		騒音規制法・振動規制法							
届出内容	בייין נין טעי נעיר אמון ביייין נין טעי דיין צייניי								
指定地域	都市計画法	3市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内(同法第8条第1項第1号							
拍走地域	に規定する	工業専用地域を除く。)							
届出を要する作業	法律で定め	る特定建設作業は事前の届出が必要です。なお、市条例で定める指定							
油山で安りのTF未	建設作業に	ついては、届出は必要ありません。							
届出者・届出期限	届出義務者	は当該作業の 元請者 で、建設作業開始の7日前(3. 届出の際の留意事項							
曲山名・曲山朔阪	を参照)ま	を参照)までに届出なければなりません。							
規則に伴う罰則	届出をしな	届出をしなかったり、改善命令に従わない場合などの場合は、罰則が適用される							
別別に十 ノ副則	ことがあり	ます。							
	届出様式	記載例1を参照して下さい。							
届出様式・書類等	添付書類 (注1)								
	届出部数	正本1通、写し1通を提出して下さい。(1通は控えとして返却します)							
	〒980-8671	仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階							
届出先・問合せ先		仙台市環境局環境部環境対策課推進係 電話 261-1111 内線3341~3342 直通214-8221							
囲山兀・向日は元	郵送による	電品 201-1111 内線3541~3542 直通214-6221 届出も可能:							
	(郵送の場	合の届け先)〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1							

(注1)騒音、振動の防止方法の一つとして、付近住民への事前説明をお願いしておりますが、実施後、 その内容を報告いただいております。

(注2)付近の地図について、インターネットの地図検索サイト等を利用して印刷した地図の使用は、著作権に抵触する場合があります。著作権者の許諾等が得られない場合は、手書きで作成または地理院地図等をご利用下さい。なお、地理院地図を利用する際には、出典等を明示する必要があります(詳しくは国土地理院ホームページをご参照ください)。

3. 届出の際の留意事項について

- (1) 届出者について
- ① 届出者は、発注者から直接請負った元請業者です。
- ② 法人における届出者は、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為と みなされる代表者になります。
- ③ 届出書に押印は不要です。ただし、提出後、届出内容について確認のため連絡させて頂くことがあります。

(例) 東京都○○区○○町○丁目○番○号

○○建設株式会社 取締役社長 東京 太郎

④ 届出者が共同企業体の場合は、企業体の名称を記入した上、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を 併記し、届出書を提出して下さい。

(例) 甲・乙・丙建設企業共同体

代表者 仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

甲建設株式会社 取締役社長 青葉 次郎

(2) 届出期限について

特定建設作業の届出は、作業開始日の7日前までとなっております。但し、日数の算出には届出日は 含みません。従って、**作業開始日の8日以前**に届出を行う必要があります。(例1)

なお、届出期限日が休日及び土日などの閉庁日の場合は、その前までに届出を行う必要があります (例2)。

(例1)

月 火水 木 土 日 金 届出期限 10 11 12 13 14 15 作業開始日 16 17 18 19 20 21 22 (例2)

日	月	火	水	木	金	土					
	届出期限										
9	10	11	12	13	14	15					
16	17	18	19	20	21	22					
• • -	作業開始日										
23	24	25	26	27	28	29					

建設作業騒音・振動の規制基準

					<u> </u>	加到以及则季华			
	騒音	くい打等作業	びょう打作業	破砕·切削作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する 作業	コンクリートプラント 等を設ける作業	締固め作業	はつり作業及び コンクリート仕上げ作業
E Z	特定建設作業	くい打機、くい抜機又はくい打 くい抜機(圧入式くい打くい抜 機を除く)を使用する作業(く い打機をアースオーガーと併 用する作業を除く)	びょう打ち機を使用する作業	さく岩機、ブレーカーを 使用する作業(※1)	き、原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショ	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)(注)さく岩機は破砕・切削作業として届出が必要	のものに限る)又はアスファルトプ	動コンプレッサを重 ブレーカを使用する ↓ ハンドブレーカ=駅	5場合
騒音規制法	届出が必要な 使用機械の例	使用するディーゼルハンマ、電動	マ、リベットガン)等	ハンドハンマ(電動ピックを含む)、ハンドブレーカ、油圧ブレーカ(ジャイアントブレーカ)、ドリフタ、レッグハンマ、ジャックハンマ、クローラドリル等		エンジン駆動方式の空気圧縮機 (ディーゼルエンジン駆動コンプ レッサ)等	工事現場に一時的に設置するコンクリートプラント、アスファルトプラント、アスファルトサイクリングプラント	動コンプレッサを動 ト打ち作業をする場 ↓	是 合
	届出を要しない 使用機械の例		電動ナットレンチ、トルクレンチ、インパクトレンチ、ステープルガン等	コンクリート圧砕機、 ニブラ 、 小割機、コンクリートカッタ、サ ンダー等		電動コンプレッサ	ミキサー車、ミキサー、モルタル製造用コンクリートプラント等	リベッター= 騒音の (びょう打ち作業) 騒音の 特定建設作業 用する作業)として	、コンプレッサ= (空気圧縮機を使
	敷地境界線における 騒音の大きさ					dB(A)			
公害防止条础台市	指定建設作業 (届出不要)			る作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1) (騒音規制法にもとづく特定建設作業を除く)			振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 (※1)	はつり作業及びコンク リート仕上げ作業で原動 機を使用するもの (注) 電動ピック は破砕・ 切削作業として届出が必 要
例	敷地境界線における 騒音の大きさ				80dB	(A) (※3)			

	振動	くい打等作業	建築物の解体 ・破壊作業	破砕·切削作業	掘削作業	締固め作業] [] ;
(令和4年)	特定建設作業(届出必要)	くい打機、くい抜機(油圧式く い抜機を除く)、又はくい打く い抜機(圧入式くい打くい抜機 を除く)を使用する作業		ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(※1)	ウにジャイアントプ 用する場合 ↓	定されたバックホ レーカを装着して使 カ= 騒音および振動	
6 月 改訂	届出が必要な 使用機械の例	ディーゼルハンマ、電動バイブロ ハンマ、油圧バイブロハンマ、エ アーハンマ、スチームハンマ、油圧 ハンマ等	舗装版破砕機(ドロップハンマ車)で、1日の移動距離が50m未満のもの。	エアーハンマ、 油圧ブレー カー(ジャイアントブレーカ) 等 (注)ハンドブレーカー・電動 ピックは届出不要	の特定建設作業(破 て届出が必要 (低騒音型バックホ	で砕・切削作業)とし では届出不要)	
)	敷地境界線における 振動の大きさ			75 dB] ,
公害防止条例	指定建設作業 (届出不要)				ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)	振動ローラー、ロードローラー その他これらに類する締固め 機械を使用する作業(※1)	1 1 2
例	敷地境界線における 振動の大きさ			75dB (※3)			[

【注釈】

※1 作業地点が連続的に移動するものにあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

※2 「指定するもの」とは、環境庁告示54号に基づく、国土交通省 告示により低騒音型建設機械として指定されたもの。

※3 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内 (学校、病院等の敷地周囲おおむね50メートル以内の区域)において は、騒音も振動もこの値から5dB(A)を減じた値とする。

【区域区分】1号区域 + 2号区域 = 工業専用地域を除<都市計画区域 1号区域

- ·第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域
- ・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域 2号区域
- ・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域

基準適用】

この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

	作業時間	1号区域	午前7時~午後7時	マィゥェ	【作
	11-未吋间	2号区域	午前6時~午後10時(但し、指定建設作業は午前6時~午後9時)	7, 1, 9, 4	ア.
	一日における	1号区域	10時間以内	マーイ]イ.
	延作業時間	2号区域	14時間以内		」ウ.
	同一場所における	1号区域	6日以内	マノ	エ.
	連続作業期間	2号区域	0日以内	7, 1	
	日曜・休日における	1号区域	禁止	アイウェオ	オ.
作業		2号区域	示 此		

【作業時間等の適用除外】

- ア. 災害その他非常事態発生の場合
- イ. 人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合
- ・鉄道、軌道上の正常な運行確保のための作業を行う場合
- エ.道路法による道路占有許可条件及び道交法による
- 道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 . 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合

3

様式第9(第10条関係)

特定建設作業実施届出書

年 月 日

仙台市長 殿

届出者 住 所 仙台市○○区○○町○丁目○番○号電話 ○○○一○○○○ 氏名又は名称 ○○建設株式会社 代表者名 代表取締役 仙台 太郎

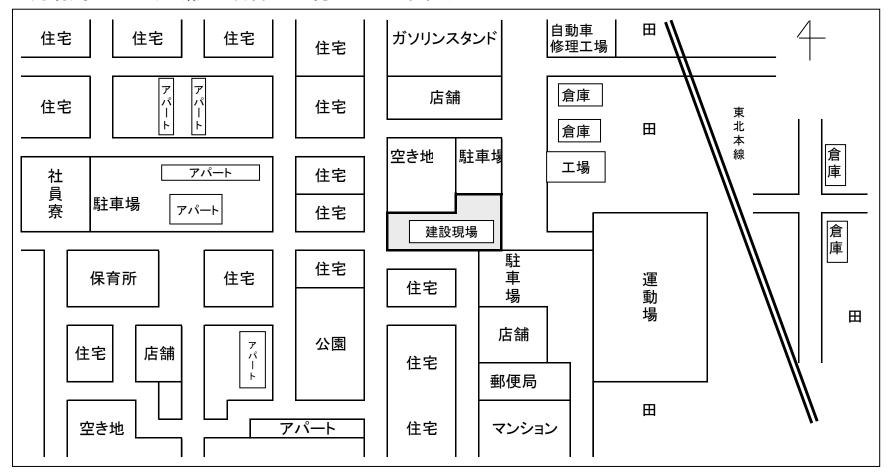
特定建設作業を実施するので 騒音規制法 振動規制法

第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建	設	工	事	Ĭ.	の	名	称	Kマン	/ション 新	新築工	事					
	2工事 2種類		的に依	系るが	施設ス	又は工	作		既設コンクリート○階建ての解体工事 新築建物の基礎くい工事							
	等 定 建 設 作 業 の 種 類 該 当 する作業を○で囲むこと) 振動 (1.くい打機等(アースオーガー併用を除く) 2.びょう打機③さく岩機(ブレーカー) 4.空気圧縮機 5.コンクリートプラント等 6.バックホウ 7.トラクターショヘデル・ドーザー 振動 (1)くい打機等 2.鋼球 3.舗装版破砕機(4)ブレーカー(手持式を除く)									8.ブルドーサー						
								振動(氏い打	機等 2.5	婀塚 3. 舗:	装放破碎機	(4)7V	/一刀一(扌	- 持八を	(除く)
行令	別表質	育2、振	動規	制法	施行	規制法令別表	第2	騒音	ブレー	カー(〇	○社製)	打撃力〇	Okg			
						び仕様 るもの)		振動				ースオープ 打撃力(:製) 🗦	ラム重量〇〇kg
特	定	建調	设 作	乍 氵	業の)場	所	仙台市	00区())町(0丁目()	番○号				
特	定建	設化	下 業	の :	実 施	の其	月間	自至	○年○年	○月○月	〇日 〇日					〇〇 日間
								作業	開始	作業	 と終了		作業日		実働時間	
特分	定建設	作業	の開始	始及び終了の時刻	自	8時	至	17時		平日		8				
												53日間 424時間				
騒	音•	振	動の	防	. 止	の方	法	・アース	オーガ	併用より	打擊回数	可容を説明 女を減らす 反により囲い		ける		
						住所並		仙台市(〇〇株z			「目○番○ 対締役 青			電話番号	000)-000
届出場所		現場	責任	者の	氏名》	及び連	絡	○○区○現場責任	〇町〇 £者 宮	丁目〇番				電話番号	000)-000
場合 称及	計は、計	当該 7 所並	^下 請負 びに?	(人)	の氏名	実施す 3 又は つては	名		仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 <<<<<<<<<(根)〇)組 (代表取締役社長 若林 幸助)-000	
場台		当該コ	⁻ 請負	1人0		実施す 湯責任		○○区(宮城野	○○区○○町○丁目○番○号 電城野 宗助						0-000	
* 3	受理年	月日														
※ 5	審査編	果														

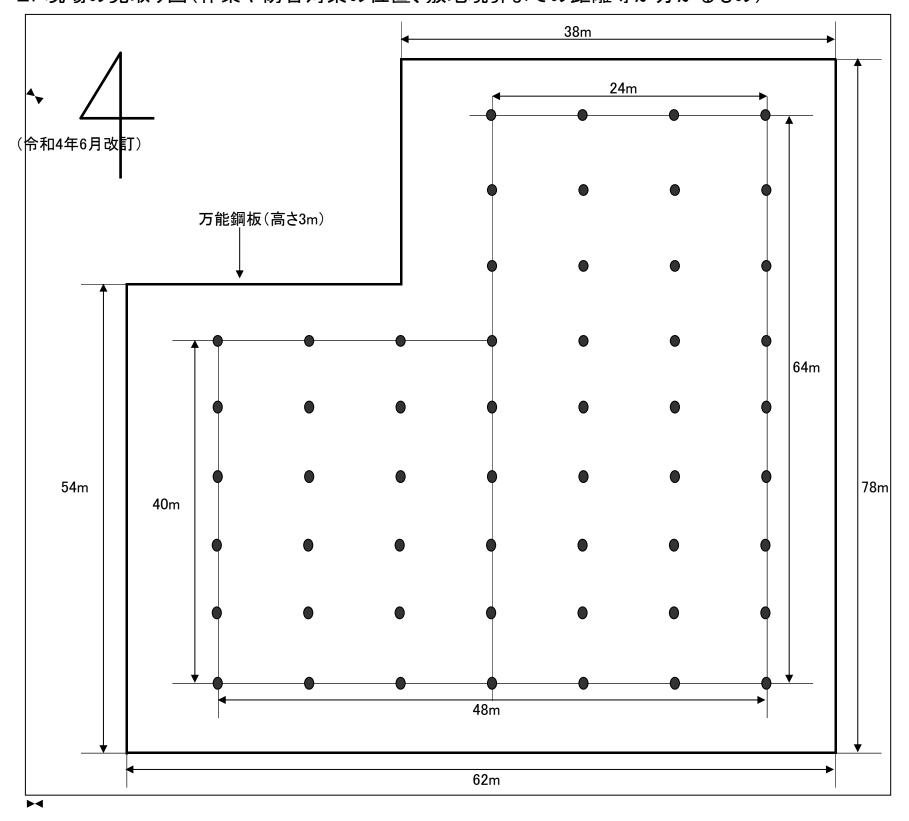
- 備考 1 特定建設作業の種類の欄には、騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 2 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - 4 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1. 現場周辺の地図(敷地境界から約100mの範囲)



(注) インターネットの地図検索サイト等を利用して印刷した地図の使用は、著作権に抵触する場合があります。著作権者の許諾等が得られない場合は、手書きで作成または地理院地図等をご利用下さい。なお、地理院地図を利用する際には、出典等を明示する必要があります(詳しくは国土地理院ホームページをご参照ください)。

2. 現場の見取り図(作業や防音対策の位置、敷地境界までの距離等が分かるもの)



工程表

一曲	着工予定	年	月	日
上切	完成予定	年	月	目

件名 Kマンション新築工事

事項		工程	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仮	設工	事								
は	つり工	事	ブレー	カー						
土	エ	事								
地	業工	事		PC杭 栗石	<u> </u>					
コこ	ンクリート 事	、工		ステ	基礎 _1F	2F 3F 4F	<u>5F</u>			
鉄	筋 工	事		基礎	1F 2F	3F 4F	<u>5</u> F			
鉄	骨 工	事					建方リベッ	 		
型	枠 工	事		基礎	1F 2F	3F 4F	5F			
防	水工	事								
ブ	ロックエ	事								
木	エ	事								
建	具 工	事					鋼製	建具	木製建具	
左	官工	事						外部	内部	
内	装 工	事					_			
塗	装 工	事							外装	内装
金	属工	事								
雑	エ	事							万能鋼板(高さ3m)
				月〇日 山台市長	殿					

7